

65歳以上の皆さんへ

平成15年度 介護保険料確定のお知らせ

本年度確定の介護保険料納入通知書を8月中旬に発送します。

これは平成15年度の町県民税が決定したことにより、本年度の保険料を本算定し確定したものです。

介護保険料の算定の方法

介護保険料は、ご本人とその世帯のかたの町県民税(住民税)の内容に基づいて算定されるため、その年度の町県民税が決定されるまで4月~7月)は前年度の町県民税の内容で仮徴収をしています。

その後、決定した町県民税を基に、本年度の保険料を算定し平成15年度分の年間保険料が確定されます。

なお、本年度は介護保険料の見直しが行われましたので、保険料額は見直し後の金額で計算されています。



介護保険料の見直しが行われました

介護保険では、今までの保険給付の実績と将来の見込みに基づき、3年ごとに事業の見直しを行います。平成15年4月からは新しい介護保険事業計画に沿って介護保険が運営されます。新しい計画のもとでは、

高齢者の増加 9.4%増 介護を必要とする人の増加 33.8%増 介護サービス利用量の増加 40.0%増
(いずれも平成12~14年度と平成15~17年度の比較)

などを踏まえた上で保険料額が見直され、新たな保険料が設定されました。

・所得段階別の介護保険料の比較(年額)

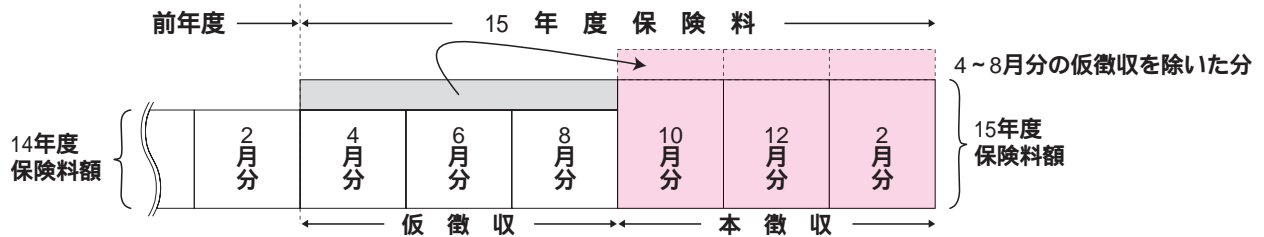
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
平成14年度	14,400円	21,600円	28,800円	36,000円	43,200円
平成15年度	21,500円	32,300円	43,000円	53,800円	64,500円

介護保険料の納め方

特別徴収(年金天引き)の場合：年金支給月(年6回)に納めます。

4・6・8月の保険料は、本年2月分と同額を各月に納めます。

10・12・2月の保険料は、今回確定した年額保険料から4・6・8月の納付額を差し引いた額を、各月(3回)に納めます。



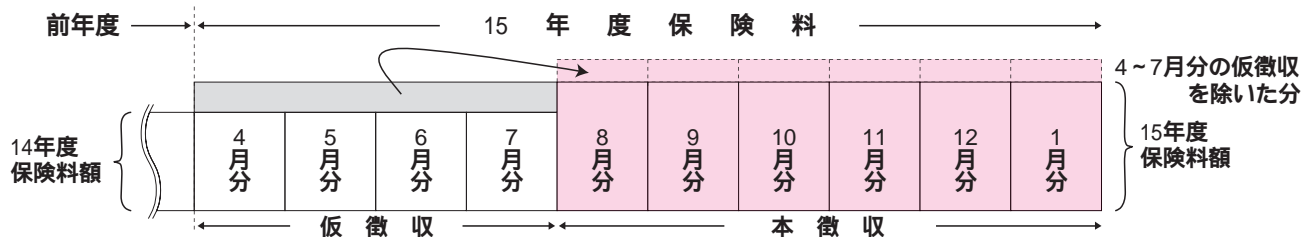
4・6・8月は本年2月分の保険料額で年金天引きされます。

10月からは見直された年額保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて年金天引きされます。

普通徴収(納付書または口座振替による納付)の場合：4月から翌年1月までの10回で納めます。

4・5・6・7月の保険料は、平成14年度の4・5・6・7月と同じ金額で納めます。

8・9・10・11・12・1月の保険料は、今回確定した年額保険料から4・5・6・7月の納付額を差し引いた額を、各月(6回)に納めます。



4月~7月は前年度の保険料額で納めます。

8月からは見直された年額保険料額から、仮徴収分を除いた額を6回に分けて納付します。

【問合せ先】福祉健康課介護保険係(内線260~262)